

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び
灯油購入費等給付金申請について

<市長コメント>

新型コロナウイルス感染症長期化の影響に伴う国の経済対策として実施します、1世帯当たり10万円の「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」及び原油価格高騰への支援策であります5千円の「灯油購入費等給付金」につきましては、先月26日に、令和3年度住民税非課税世帯約1万5千世帯に「確認書」を発送し、その内容について確認がとれた1,023世帯に対して、本日、第一回目の振込みを行っております。

今後の振込時期の目安としましては、鋭意、作業を実施しておりますが、確認書を返送いただいてから2、3週間を目途としておりますので、お早目に手続きされますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯におかれましても本給付金の受給対象となりますが、申請をしていただく必要があります。

申請書につきましては、本日から市役所本庁舎、各総合支所、各支所、社会福祉協議会の本所、支所に配備しているほ

か、市のホームページからもダウンロードできますので、該当する世帯の方は、手続きされますようお知らせいたします。

申請期限は9月30日となっております。感染症拡大防止のため郵便での申請に御協力をお願いいたします。

御不明な点がありましたら現在コールセンターを開設しておりますのでお問い合わせください。

昨今、市内においてさまざまな振り込め詐欺の被害が発生しており、本給付金に関する詐欺も想定されます。市役所の職員がATMの操作をお願いすることやキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞き出したりすることは絶対にありませんので被害にあわないよう十分ご注意ください。

一日も早く市民の皆様に給付金をお届けできますよう手続きを進めておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。